

災害事例

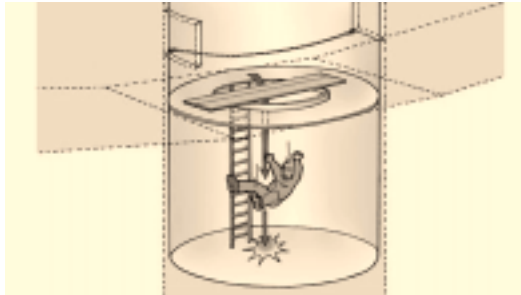
内部が暗い中空の橋脚上部の開口部から作業者が墜落

【災害の概要】

工事の種類：橋梁建設工事

災害の種類：墜落

被災者：1人（死亡）



【災害発生状況】

- この災害は、橋脚梁内部の耐震補強材取り付け用ボルト穴明け作業中に発生したものである。
- 橋脚内部は、ダイヤフラムの隔壁で補強され、9つの空間に区切られており、また、橋脚の中央部は、中空で深さが約3.7mの開口部となっていた。作業は、作業員AとBの2人1組で、それぞれの区切られた空間内で行なうことになっていた。
- 災害発生当日、Aは、橋脚梁の西側端面に設けられたマンホールより橋脚内に入り、この出入口のマンホール側から作業を開始した。Bは、Aよりやや遅れて橋脚梁内部に入り、一番奥の東端から作業を開始する予定であったので、東側の作業場所の方へ入った。
- 午後3時、Aは休憩のため橋脚梁の外に出たが、Bは休憩に外へ出てこなかった。
- 休憩後、Aは再びマンホールより橋脚梁内部に入り、Bに声を掛けたが、応答がなく、不審に思ったAは、Bの作業予定箇所奥の方に行った。橋脚梁内部は、真っ暗で、ライターの灯りで通路を確認しながら奥へ進み、橋脚中央部分にダイヤフラムで仕切られた直径1.5mの不安な開口部へ辿り着くと、橋脚の底面上に倒れているBを発見した。

【災害発生原因】

この災害は、真っ暗な橋脚梁内で上部の開

口部より墜落したものであるが、その原因としては、次のようなことが考えられる。

- イ 墜落により作業者が被災した場所の開口部の深さが3.7mあり、この開口部の中央には、木製の道板2枚が敷かれ、親綱が張られていたものの、開口部分を完全に塞いでいなかったこと。
- ロ 橋脚内部の作業について、労働者が安全に作業するために必要な照度が得られる照明装置が準備されていなかったこと。
- ハ 作業前のKYミーティングにおいて、被災者等に対して事前に開口部の周知がされていなかったこと。また、工事責任者は、何ら注意喚起もしておらず、KY活動が形式的であったこと。
- ニ 関係請負人である下請業者は、親綱を使わせているだけで、開口部を塞ぐ等、設備的な墜落災害の防止対策を講じていなかったこと。
- ホ 事業者は、作業場所の安全点検を十分に行わないまま作業を行わせたこと。
- ヘ 作業所全体の安全管理体制が機能していなかったこと。

【再発防止対策】

同種災害の防止のためには次のような対策の徹底が必要である。

- イ 開口部等墜落による危険のある箇所については、囲い、覆いなどにより墜落防止措置を徹底すること。

< 安規第519条 >

- ロ 作業場について、照度の確認を行い、**常に安全に作業を行うために十分な照度を確保すること**。また、照度が充分でない場合には投光器を増設するなどの措置を講ずること。（この場合、光源による影で死角ができないことに留意すること。）

< 安規第604条 >

- ハ 当日の作業に係る危険箇所について、労働者に対して事前に周知し、KYミーティングなどにより、災害を防止するための対策を徹底すること。
- ニ 元請業者及び関係請負人は、作業現場を巡視して、作業の進行により新たに墜落の危険性のある箇所を見出したときは、直ちに墜落による災害の防止対策を講ずること。
- ホ 元請業者及び関係請負人は、連携を密にして作業場所の日常の安全点検を徹底し、作業の安全を確保すること。
- ヘ 元請事業場は下請事業場を含む安全管理体制を確立し、安全管理計画を定めて安全管理を徹底すること